

一般中小企業振興資金（マル札資金）

※一般中小企業振興資金（マル札資金）は、本市以外の借入金も借り換えの対象とすることができます。

資金名	融資対象	資金用途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率	担保	保証人	信用保証協会の保証【注1】	受付機関
産業振興資金	中小企業者等	運転資金 設備資金 (市内の設備投資に限る)	2億円	運転資金 7年以内 設備資金12年以内 (2年以内)	年2.0%以内				みずほ銀行 北洋銀行 北海道銀行 北陸銀行 青森銀行 みちのく銀行 秋田銀行 七十七銀行 第四銀行
短期サポート 特別枠	融資期間が1年以内の短期運転資金を必要とする中小企業者等	運転資金	5,000万円	1年以内	年1.7%以内			必要に応じて要	
札幌みらい資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1)「観光」「食」「環境(エネルギー)」「健康福祉・医療」「IT・クリエイティブ」に関連する者 (2)女性の活躍を推進するための取り組みを行い、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業 認証の認証(ステップ2以上)を取得した者		2億円	運転資金 7年以内 備資金15年以内 (2年以内)	年1.5%以内			必要に応じて要	北海道信用金庫 室蘭信用金庫 空知信用金庫 苫小牧信用金庫 北門信用金庫 北空知信用金庫 日高信用金庫 旭川信用金庫 稚内信用金庫 留萌信用金庫 北星信用金庫 大地みらい信用金庫 遠軽信用金庫
小規模事業資金	小規模事業者等 ※資本金等が1,000万円以下又は常時使用従業員数20人 (商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業は除く)は5人)以下の会社又は個人等		1,500万円	7年以内 (1年以内)	年1.0%以内			原則として無担保	北海道信用金庫 室蘭信用金庫 空知信用金庫 苫小牧信用金庫 北門信用金庫 北空知信用金庫 日高信用金庫 旭川信用金庫 稚内信用金庫 留萌信用金庫 北星信用金庫 大地みらい信用金庫 遠軽信用金庫
小口資金	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」を利用する小規模企業者	運転資金 設備資金 (市内の設備投資に限る)	2,000万円	10年以内 【注2】 (1年以内)	年1.3%以内			保証付	北央信用組合 札幌中央信用組合 空知商工信用組合 ウリ信用組合
景気対策 支援資金	信用保証協会の「セーフティネット保証制度」を利用する中小企業者等		5,000万円	10年以内 (2年以内)	5年以内:年1.3%以内 10年以内:年1.5%以内			保証付 (札幌市が信用保証料 の1/4を補給します。)	商工組合中央金庫
経営力強化 支援資金	信用保証協会の「経営力強化保証制度」を利用する中小企業者等 ※「事業計画書」の提出が必要です。		1億円	運転資金5年以内 設備資金7年以内 【注3】 (1年以内)	年1.3%以内			保証付 (札幌市が信用保証料 の1/2を補給します。)	いずれも原則 札幌市内の各店舗

お申し込みは、直接、右記の受付機関へ

【注1】保証付の場合、所定の信用保証料が必要になります。(各保証制度の対象業種や内容等に関するお問い合わせ先：北海道信用保証協会 TEL 241-2231)
【注2】ただし、手形貸付は1年以内、手形割引は6か月以内となります。
【注3】ただし、保証付の既往借入金を借り換える場合は10年以内となります。

特別資金

資金名	融資対象	資金用途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率	担保	保証人	信用保証協会の保証【注1】	受付機関
創業・雇用創出 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1)市内で創業する者及び創業後5年未満の者 (2)融資申請日前6か月以内に、新たに常用従業員を1名以上雇用した者	運転資金 設備資金 (市内の設備投資に限る)	5,000万円 【注4】	10年以内 (2年以内)				必要に応じて要 (札幌市が信用保証料 の1/4を補給します。)	札幌中小企業 支援センター TEL.200-5511
事業革新 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1)新規性、技術性又は独創性を有する事業に取り組む者 (2)成長の見込まれる新分野への進出を目指す者 (3)商店街の活性化に資する事業に取り組む者 (4)海外への販路拡大及び海外拠点の設置や拡張に取り組む者 (5)事業引継ぎ支援センターや認定経営革新等支援機関などの支援を受け、 事業承継に取り組む者 ※中小企業者の代表者を含む	運転資金 設備資金 (市内及び海外の 設備投資に限る)	2億円	運転資金 7年以内 設備資金15年以内 (2年以内)	年1.1%以内			必要に応じて要	取扱金融機関 いずれも原則 札幌市内の各店舗 (上記参照)
大型設備投資 支援資金	設備投資額が5千万円以上の大型の施設等を設置若しくは増改築 又は機械設備等の購入を行う中小企業者等	設備資金 (札幌圏の設備投資 に限る) 【注5】	5億円	15年以内 流通団地及び 工業団地内の場合は 20年以内 (2年以内)				必要に応じて要	

お申し込みは、直接、右記の受付機関へ

【注4】ただし、創業する者(創業から3ヶ月以内を含む)は、必要額の9割以内となります。
【注5】札幌圏とは、札幌市、小樽市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市及び当別町となります。

※金融機関及び信用保証協会の審査の結果によってはご希望の融資を受けられない場合があります。